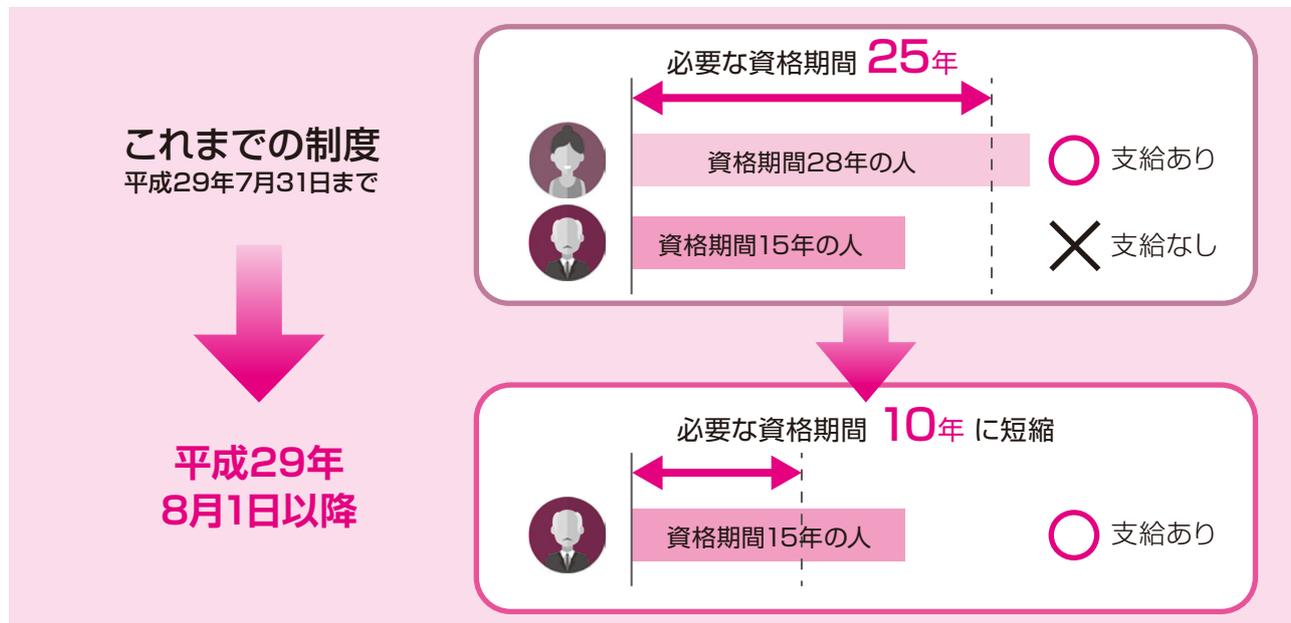


## 平成29年8月より資格期間が10年以上あれば年金を受け取れるようになりました。

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）がこれまでの25年から10年に短縮され、**資格期間が10年以上**あれば年金を受け取れるようになりました。



### ★資格期間とは？

- ①国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ②サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ③年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（カラ期間と呼ばれる合算対象期間。例：海外在住期間等）

これらの資格期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。

④年金の額は納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。

（10年間の納付では、受け取る年金額は概ねその4分の1になります。）

◆対象となる方は、手続きが必要です。

新たに年金が受け取れるようになる資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より「年金請求書」が郵送されます。お手元に届いた「年金請求書」に必要事項をご記入の上、必要書類と併せて、請求手続きをさせていただきます。

お問い合わせ：村民課 年金係 ☎966-1205



**黄色い封筒が届いた方は年金が受け取れます。  
今すぐ予約の電話を！！**

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

### ○受給開始

10月から指定の口座へ年金が振り込まれます。以降2か月分の年金が偶数月に振り込まれます。（手続きが遅れ10月振り込みに間に合わない場合は翌偶数月になります）。